

電子化する書物と文学作品

——電子納本制度への道筋——

湯 浅 俊 彦

1. はじめに—書物の歴史とデジタル・ネットワーク社会

人類は文字をさまざまな媒体に記録してきた。メソポタミアの粘土板、エジプトのパピルス、中国の竹簡や木簡、インドなどで用いられた貝多羅葉（ばいたらよう）というように、人々は書物の原型となるさまざまな書写材料に文字を記録し、テキスト＝原典を保存し、伝えてきた。その後、ヨーロッパでは羊皮紙が用いられ、折って綴じる冊子体の書物が誕生する。一方、東アジアでは後漢の時代に蔡倫が製紙法を発明したと伝えられており、この製紙法がイスラーム社会からヨーロッパに広がり、書写材料にもっとも適した今日の紙の図書が一般化することになった。また、東アジアを中心とする漢字文化圏では木版印刷の長い歴史がある。

書物の文化における文明史的イベントは1455年頃、ドイツのグーテンベルクによる活版印刷術の発明である。同じテキストを大量に印刷することを可能にしたという意味で、まさに人類にとって革命的な出来事であった。グーテンベルクが印刷したといわれる『42行聖書』は、新しい技術としての印刷術が社会を大きく変えていく上で象徴的な図書なのである。よく知られているように活版印刷術の伝播により、今日の書物の体裁が整い、音読から黙読への移行が見られるようになり、なによりもルターによる聖書のドイツ語訳、そして宗教改革へとつながっていくのである。

ところで、今日ではこれまでの「活字文化」に対して「デジタル・ネットワーク文化」とでも呼ぶべき新たな文化状況が出現し、「電子書籍」に代表されるオンライン系電子資料が登場して、紙の書物の地位を相対化しつつある。ちょうど写本の時代に活版印刷が現れ、次第に活版印刷物が主流になったように、電子出版もまた、著作を伝達し、継承し、保存していくという観点からすれば新たな、そして大きな転換期をもたらすものである。「書き写す」時代から、「複製」の時代へ、そして物質を離れたクラウド・コンピューティングによる出版コンテンツの「巨大データベース」の時代へと、歴史的にみれば出版メディアは大きな変貌を遂げつつあるといえよう。

本稿では、デジタル・ネットワーク社会における出版コンテンツの新たな流通と図書館との関係について考察する。すなわち出版コンテンツの生産・流通・利用・保存に関して、これからの図書館がはたすことになる新たな役割を検討し、人類の著作の継承という重要な事業の方向性を示すのが本稿の目的である。

2. 電子化する書物

人類の知的遺産は長く写本によって伝えられてきた。例えば、『プラトン著作集』の伝承は次のような経緯をたどっている¹⁾。

……二千数百年前に書かれたものが今日まで伝えられることの困難は容易に想像できよう。さしあたり伝承媒体で見れば、おおよそ最初の1000年間はパピュロスに筆写された古代卷子本、つづく1000年間は羊皮紙に筆写された中世冊子本によって、ようやくグーテンベルクの時代にたどり着くのである。この間、とりわけパピュロスの耐久性は脆弱であったから、初期の1000年ほどは、少なくとも100年に一度くらいの割で、どこかで新たに筆写されることが系統的に連続しなければ、その途中で湮滅していたはずである。同じギリシア哲学分野から一、二の例をあげれば、われわれの手にしうる『アリストテレス全集』とは、実際には、複雑な経路を辿って伝わった彼の「講義ノート集」のようなものだけと言っていい。比較的若いころに彼が公開した多数の著作は、(紀元後1世紀のキケロなどが熱心に読んでいたことまでは分かっているにもかかわらず)すべて失われた。

つまり人類の書物史における写本の時代はきわめて長く、写本によって著作が後世に伝わってきたのである。一方、活版印刷の時代は始まってまだ600年に満たない。また実態としては「活版印刷」の時代はほぼ終焉していると言ってよい。なぜなら今日では電算写植等のコンピュータ技術を利用した印刷に移行し、活字による組版はほとんど姿を消しているからである。そして近年、世界的規模で進展しつつあるのが電子出版である。

電子出版とは、デジタル化された出版コンテンツをパッケージ系電子メディアやネットワーク系電子メディアを用いて読者に著作物として頒布する行為、と定義づけることができる。

これまでのパッケージ系メディアである図書や雑誌に加えて、電子メディアとしてのCD-ROMが登場したのが日本では1985年のことであった。この年に三修社が『最新科学技術用語辞典』を発売し、日本におけるCD-ROMの商品化第1号となったのである。それから2年後の1987年に岩波書店が『広辞苑』CD-ROM版を発売したことで、広く社会に認知された。そして1995年、新潮社がCD-ROM版「新潮文庫の100冊」を発売した。これは新潮社が毎年夏にキャンペーンを行っている「新潮文庫の100」に選ばれた作品を中心に、名作100作品117冊3万4911ページの全文を1枚のCD-ROMに収録して、価格を1万5千円(税別)で販売したものであり²⁾、1作品150円(税別)で読むことができると話題を呼んだ。

一方、著作権が消滅し、パブリックドメイン(public domain= 著作者の排他的な権利が主張できない、誰でも自由に利用できる状態)に帰した文学作品を収集・公開するインターネット上の無料サイト「青空文庫」が、1997年にその活動を開始している。青空文庫は日本における一般読者への電子書籍の認知に大きな影響を与えたのである。

今日ではパッケージ系電子メディアとしてのCD-ROMだけでなく、ネットワーク系電子メディアとしての電子書籍、電子ジャーナルやデジタル雑誌などが出版ビジネスとして成立し、図書館界にも大きな影響を与えるようになってきている³⁾。

例えば2007年に亡くなった作家の小田実の全集についてみてみよう。講談社は2010年からPCとiPhone向けに電子書籍として『小田実全集』(全82巻)の刊行を開始した。そして紙の本で読みたい読者には「オンデマンド出版」と呼ばれる、注文に応じてその都度、印刷・製本する方式で対応したのである。電子版が全82巻で7万5千円(税別)という価格であるのに対して、紙版は30万7千円(税別)と4倍以上も高くなっている⁴⁾。

通常、著名な作家が亡くなり著作集が刊行された場合、都道府県立の図書館や各市の中央図書館

はその蔵書に加えることが当然のように行われていた。『小田実全集』の場合はオンデマンド出版によって紙版の入手可能性も確保されていたが、その後続く『ノベリスク五木寛之』（講談社、2011年刊行開始）や『三浦綾子全集』（小学館、2012年刊行開始）では電子書籍のみの発行となっている。

このように生まれながらにして電子出版である、いわゆる「ボーン・デジタル（Born-digital）出版物」の増加に図書館はどのように対応することになるのであろうか。従来から新設の公共図書館で新たに蔵書を形成する際、過去に出版された個人著作集などが出版社に在庫がないため、欠本が生じ、収集しづらいといった悩みを抱えてきたが、電子書籍化の動向は、そもそも「紙版での発行がない」という事態を生み出したのである。長期的に見れば、紙媒体で発行される出版コンテンツは減少していくことだろう。

つまり出版ビジネスの変化は、図書館の資料収集・提供機能に変化をもたらさざるを得ないということである。従来であれば、作家が雑誌に小説作品を連載し、それが単行本化され、文庫となり、著作集に収録されるといった一つの出版サイクルが存在した。文学研究の視点からいえば「初出—初刊単行本—改定本—全集」ということになる。そこで出版ビジネスの産業的実態に対応して図書館ではその基本的な収集方針として、同じ著作者の同一タイトル作品であっても雑誌、単行本、文庫、著作集と外形式が異なれば、そのそれぞれを収集してきたわけである。

ところが今日では最初から文庫や新書の形態で発刊され、比較的短期間で品切れや絶版になってしまう出版コンテンツが数多く存在し、その一方でそれらを電子書籍化する動きも顕著である。また休刊した雑誌、例えば『歴史と旅』（秋田書店）の記事を大日本印刷が運営するケータイ電子書籍サイト「よみっち」で配信するなど、新たな出版コンテンツの流通経路が誕生している⁵⁾。

3. 出版コンテンツの新たな流通と文学作品

さらに作家らが自ら電子書籍の販売サイトを立ち上げる動きも進展している。

瀬名秀明や桜坂洋による iPad、iPhone 向け電子書籍販売サイト「AiR」は新作小説、エッセイ、評論を発表し、場合によっては紙の書籍にするという新たな作品発表システムを形作っている。その設立趣旨は次の通りである⁶⁾。

本が実体から解放され、もはや流通と頒布の手段が、作品の発表のハードルではなくなった。これこそが電子書籍の魅力ではないかと自分は思います。これが一番の魅力であるならばどんなことがやれるようになるんだろう。今までになかったようなことが出てくるんじゃないだろうか。その答えを見つけようとして、とにかくまずやってみたのがこの「AiR [エア]」です。

また、作家の村上龍は自ら電子書籍制作会社「G2010」を設立し、芥川賞受賞作の『限りなく透明に近いブルー』などを電子書籍化したが、制作会社設立の経緯を、次のように書いている⁷⁾。

わたしは、電子書籍の制作を進めるに当たって、出版社と組むのは合理的ではないと思うようになりました。理由は大きく2つあります。1つは、多くの出版社は自社で電子化する知識と技術を持っていないということです。「出版社による電子化」のほとんどは、電子化専門会社へ

の「外注」です。わたしのアイデアを具体化するためには、まず担当編集者と話し、仲介されて、外注先のエンジニアに伝えられるわけですが、コストが大きくなり、時間がかかります。『歌うクジラ』制作チームの機動力・スピードに比べると、はるかに非効率です。2つ目の理由は、ある出版社と組んで電子化を行うと、他社の既刊本は扱えないということでした。いちいちそれぞれの既刊本の版元出版社と協力体制を作らなければならず、時間とコストが増えるばかりです。

そこで村上龍は小説作品のために音楽家の坂本龍一に作曲を依頼し、音楽とアニメーションを加えた文字情報、音声情報、映像情報を併せ持つ「リッチコンテンツ」としての電子書籍作品『歌うクジラ』を制作するのである。この「G2010」には趣旨に賛同して瀬戸内寂聴や吉本ばななも作品を提供している⁸⁾。

このような事態は、近代日本の小説作品が出版社による刊行を前提として書かれ、取次や書店という近代出版流通システムによって読者に購われ、読まれてきたことが今や「空洞化」していることを意味している。出版社が担ってきた編集機能は、校正や校閲だけでなく、どの著者に何を書いてもらうのか、またどのくらいの分量で、刊行のタイミングはいつか、といったプロデュース的機能を担ってきた。ところが紙の本が持っていた制約、すなわち初版3千部の書物をいかに書店に配本するのといった「物」流を前提とした近代出版流通から、電子メディアのような「情報」流のポスト近代の出版コンテンツ流通システムへ移行すると、生産段階にも大きな変容をもたらすようになったのである。

かくして著作者が生産した著作を直接、読者に届ける新たな動向は、出版社の編集機能、取次の配本機能、書店の販売機能がなくても読者に届けられるという出版流通上の「中抜き」現象を惹き起こし、一つの出版経路として定着することになった。そこではどれだけ著名な作家であっても、販売見込みによって印刷する初版部数が異なるといった「制作冊数」の概念はなく、無名の作家と同じスタートラインに立ち、最初は0冊からスタートし、購入されるたびにその部数がカウントされる販売システムが適用される。

このような出版物の生産や流通システムの変容の中で、もし図書館が紙版の出版物しか収集せず、電子版は図書館の収集対象ではないという収集方針を採用するとすれば、図書館は紙の本や雑誌を保管する「正倉院」的存在となり、現在の利用者ニーズとはかけ離れていってしまうだろう。

4. ケータイ小説と「電子納本制度」

インドの著名な図書館学者ランガナタンが1932年に発表した『図書館学の五法則』（『The Five Laws of Library Science』）ではその第5法則として「図書館は成長する有機体である」（“Library is a growing organism”）と述べているが⁹⁾、それはまさに今日的に言えば新たなメディアを図書館資料として取り込んでいくことで、今日の機関としての図書館が成長していくことだろう。有機体として生物は成長を止めたとき硬直化し、死滅するのである。

日本では2008年の「図書館法」改正により、2012年度から適用された「図書館法施行規則」に基づき、図書館司書資格科目「図書館資料論」が「図書館情報資源概論」に変更された。そこには省

令科目として「印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する」と科目概要が定められている¹⁰⁾。すなわち図書館員に求められるスキルもネットワーク情報資源の取り扱い全般に拡大し、図書館は図書や、雑誌・年鑑などの逐次刊行物だけでなく、広く「情報」を取り扱う施設と規定されるのである。

図書館におけるデジタル化の流れを見ると、(1)本を探すための目録類のデジタル化、(2)CD-ROM検索やオンライン検索への進展、(3) CD-ROM などパッケージ系電子出版物の収集、(4) 図書館の所蔵資料のデジタル化とインターネット公開、(5) 電子書籍、デジタル雑誌などオンライン系電子出版物の閲覧、貸出、保存、という順に進展してきた。

そこで現在、問題になっているのが、オンライン系電子出版物の収集である。すでに『小田実全集』などの事例を挙げたが、それではケータイ小説の場合はどうであろうか。

携帯電話を使って小説を書いた「ケータイ小説家」の誕生は2005年に刊行された『天使がくれたもの』（スターツ出版）でChacoがデビューしたときだという¹¹⁾。ホームページ作成サービスを行っていた「魔法のiらんど」に「BOOK」（小説執筆機能）と呼ばれるサービスが提供されたのは2000年3月からである。ケータイを使って簡単に小説作品を書くことのできるこのサービスは急速に人気を増し、多くのケータイ小説が「魔法のiらんど」にアップロードされることになった。

インターネット上で無料で読むことができるにもかかわらず、「魔法のiらんど」のケータイ小説が書籍化された最初のきっかけは、熱烈な読者が出版社に泣きながら電話をかけてきて「出版してほしい」と訴え、それが実現したからである¹²⁾。「魔法のiらんど」の最初のケータイ小説『天使がくれたもの』は2005年に刊行され、47万部が販売された。その後、2006年に刊行され大ヒットした『恋空～切ナイ恋物語』（美嘉著、スターツ出版）の200万部をはじめ、書籍化された小説は数多い。さらに『恋空』は2007年に映画化され、2008年にはTBS系で連続テレビドラマとして放映されるなど、この時代を語る上では欠かせない文芸作品であろう。

ところが筆者が2008年9月に行った「魔法のiらんど」へのインタビュー調査では、「魔法のiらんど」に投稿され、アップロードされているケータイ小説は、常にユーザである作家が編集・削除可能な状態にあることが分かった¹³⁾。どの時点で作品が完全に完結し、保存するべきかの判断は、作家であるユーザに一任している、というのが「魔法のiらんど」の見解である。つまり作品は作家自身が管理運営するホームページ上で公開されているので、作家自身がいつでも作品を書き始めたり、また書き直したりすることが可能である。作品がすべて完結してから公開する場合と、途中段階のものでも随時公開していく事例などさまざまである。またひとつの作品を公開し、それにまつわるサイドストーリーや続編を公開する作者も多い。

このような事態は文学研究において、いわゆる生存している作家はテキスト＝本文（ほんもん）が確定しないとといったレベルのものではない。毎日、というより毎分ごとに加筆や削除が繰り返される小説作品データベースが実在していることを意味しているのである。「魔法のiらんど」で読むことのできる小説作品のデータベース「BOOKナビ」では、2012年10月5日現在で16万9397作品が掲載されているが¹⁴⁾、そこに収録されている作品はまるで株価のようにその時々で変動するデジタル情報となっているのである。

それでは後世の文学研究者は、紙媒体でわずかに遺されたケータイ小説作品しか読むことはできないのであろうか。

筆者もその審議に加わった国立国会図書館の納本制度審議会では2010年6月7日、「答申 オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」を国立国会図書館長に手交し、いわゆる「電子納本制度」の導入への道筋を次のように示した¹⁵⁾。

(略) 今日オンラインによる出版は、知識・情報の主要な流通形態になっており、私人の出版物を文化財として蓄積し、今日及び将来の人々の利用に供す役割をもつ国立の図書館にあって、オンラインの出版物を収集、蓄積しないことは、納本制度の目的を果たすことができない。また、オンラインの出版物は、紙媒体など有形の著作物と比較し、きわめて脆弱な出版形態であり、消去等で失われやすいだけでなく、技術環境の発展、変化等によって再現性の確保が困難となることが考えられる資料群である。また、デジタル資料の特徴として、内容の変更、追加修正、複製、改ざん等が容易であることもあり、公的な機関が収集保存することによる真正性の確保も求められる。館が、国の出版文化を包括的に収集し、保存する機関として、このようなオンライン資料を制度的に収集することは、我が国の出版文化の保存にとっても重要な意義をもつものであり、早急に取り組むべき課題だと考えられる。

そしてオンライン資料、すなわち「ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能になっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報」について、国立国会図書館が制度的な収集を行うべきであると答申したのである。

この答申にもとづいて「オンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部改正法案」が2012年6月15日に成立し、2013年7月1日から施行されることになった¹⁶⁾。

その内容は、現行の納本制度に準じて、私人が出版するオンライン資料について、国立国会図書館への送信等を義務付け、送信等に関して必要となる費用を補償する。国立国会図書館又は送信等の義務を負う者が、オンライン資料を複製することができるように著作権法の改正を行う（著作権法第42条4項）というものである。しかし、有償又はDRM（Digital Rights Management System = 技術的制限手段）が付されたものについては、現在、費用補償に関する検討等を行っていることから、当分の間、納本義務を免除することとなった。電子出版のうち有償の商業出版についてはほとんど収集することはできず、きわめて不完全な形での出発となったが、制度が作られたことは大きな前進であった。

5. おわりに—図書館の普遍性と新たな図書館像の構築に向けて

今日のデジタル化された出版コンテンツの新しい流通は、出版ビジネスに寄り添って進展してきた図書館サービスのあり方をも変えようとしている。公刊されたものを購入し、利用者の閲覧や貸出に供するという、これまで当然のように行われてきた近代の図書館のあり方が、いま問われているのである。

垂直統合型の電子出版ビジネス、あるいは巨大な出版コンテンツのデータベース事業などが進展する中で、「出版社自らが図書館サービスをやればよい」という見解も現れている¹⁷⁾。「図書館資料」から「外部サーバへのアクセス」へ、つまり「所蔵」から「利用」への変化は、図書館や出版社の

定義そのものを変えようとしているのである。

しかし、図書館のもっている著作の保存と継承という機能は、メディアの変遷にかかわらず不変/普遍である。いわば出版界だけでなく、非商業出版物も含めたあらゆる著作のセーフティネットとしての図書館の保存機能がデジタル・ネットワーク社会であればこそ、ますます必要になってくる。

国立国会図書館によるオンライン資料の制度的収集、すなわち「電子納本制度」は単に著作を収集するだけではなく、メタデータを付与し、検索可能性や真正性の確保という重要な機能をはたさだろう。デジタル・ネットワーク社会における出版コンテンツの生産・流通・利用・保存の全般にかかわる新たな図書館像の構築は、いま始まったばかりである。

注

- 1) 内山勝利 (2003) 『『ステファヌス版』以前以後—『プラトン著作集』の伝承史から』『京都大学附属図書館報 静脩』40巻2号、p.3
<http://www3.kulib.kyoto-u.ac.jp/bull/jpn/pdf/402.pdf> (引用日: 2012-10-05)
- 2) 新潮社報道資料 1995年11月1日付け「CD-ROM版 新潮文庫の100冊」
<http://www.voyager.co.jp/EBpress/field/s101.html> (引用日: 2012-10-05)
- 3) 「電子ジャーナル」は図書館情報学や大学図書館現場では電子化された学術雑誌を指す用語として定着しており、一方「デジタル雑誌」は近年、雑誌を電子化して配信するようになってきてから出版業界で呼ばれている名称で電子化された一般誌を指している。
- 4) 『小田実全集』公式サイト「電子書籍版、オンデマンド版について」
<http://www.odamakoto.jp/edition.html> (引用日: 2012-10-05)
- 5) 大日本印刷 2009.5.11 付けプレスリリース「休刊雑誌の電子書籍コンテンツ化、携帯やDSで配信 秋田書店と」
www.dnp.co.jp/news/1205146_2482.html (引用日: 2012-10-05)
- 6) 「電子書籍 AiR」公式サイト <http://electricbook.co.jp/> (引用日: 2012-10-05)
- 7) 村上龍「G2010 設立の理由と経緯」『Japan Mail Media』2010.11.1.
<http://ryumurakami.jmm.co.jp/g2010.html> (引用日: 2012-10-05)
- 8) 例えば、瀬戸内寂聴の書下ろし小説『ふしだら』では編曲家・船山基紀の「書き下ろし音楽」が最終章に加わっている。「G2010」ホームページ。 <http://g2010.jp/> (引用日: 2012-10-05)
- 9) ランガナタン/竹内愨解説『図書館の歩む道: ランガナタン博士の五法則に学ぶ』日本図書館協会、2010、p.17
- 10) これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)平成21年2月』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf
 (引用日: 2012-10-05)
- 11) 七沢潔「表現メディアとして展開するケータイ～ケータイ小説流行の背景を探る」『放送研究と調査』2007年5月号、p.17
- 12) 『電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究』国立国会図書館、2009、249-251頁。 http://current.ndl.go.jp/files/report/no11/lis_rr_11_rev_20090313.pdf (引用日: 2012-10-05)
- 13) 同上。
- 14) 「魔法のiらんど BOOKナビ」
<http://ip.tosp.co.jp/bk/bknavi.asp> (引用日: 2012-10-05)
- 15) 国立国会図書館・納本制度審議会「答申 オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」(2010年6月7日) p.31
http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/s_toushin_5.pdf (引用日: 2012-10-05)
- 16) 国立国会図書館 2012年6月15日付けプレスリリース「オンライン資料の収集等に関する国立国会図書

館法の一部改正について」

http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2012/_icsFiles/afieldfile/2012/06/15/pr120615.pdf (引用日：2012-10-05)

- 17) 例えば、筆者がコーディネーターとなって2011年7月9日開催した「本の学校・出版産業シンポジウム」の第4分科会「電子図書館の現状と出版産業のこれから」において、のちに出版デジタル機構の会長になる植村八潮氏は会場から次のような発言をしている。

「……図書館に行かなければ資料が提供できなかった時代ではなく、図書館に行かなくても資料が提供できるんだという考えになった段階で、図書館の位置づけや役割が変わる。それはむしろ出版社が自ら家庭に向けて提供すればいい。つまり、家庭において本が借りられるというのは、チャンネルが変わった。それは出版社が自らやろうとする、ビジネスチャンスが間違いなくあります。それは出版社自らが図書館サービスをやればいい」(本の学校編『書店の未来を創造する一本の学校・出版産業シンポジウム2011 記録集』2012.7、出版メディアパル、p.175)

(本学文学部教授)